

令和 7 年 1 2 月 5 日

第 4 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 74 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について
- 第 75 号議案 笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 76 号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 77 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 78 号議案 令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 一 般 質 問

第 7 4 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 1 0 月 1 4 日 専 決

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町一般会計補正予算書

令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）

令和7年度笠松町の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,963,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月14日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	金	333,649	1,564	335,213
	2 基金繰入金	310,445	1,564	312,009
歳入	合計	8,962,332	1,564	8,963,896

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,327,912	463	1,328,375
	3 徴収税費	245,536	434	245,970
	4 戸籍住民基本台帳費	111,626	29	111,655
3 民生費		3,301,584	15	3,301,599
	2 児童福祉費	1,157,409	15	1,157,424
4 衛生費		1,204,498	1,086	1,205,584
	1 保健衛生費	360,794	1,086	361,880
歳出	合計	8,962,332	1,564	8,963,896

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	7	1,564	1,571	1 財政調整基金繰入	1,564	財政調整基金繰入
計	310,445	1,564	312,009			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
2 賦課徴収費	44,784	434	45,218				434	13 使用料及び賃借料	434 エルタックス審査システム使用料
計	245,536	434	245,970				434		

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	111,626	29	111,655				29	12 委託料	29 情報センター委託料
計	111,626	29	111,655				29		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
1 児童措置費	1,046,305	15	1,046,320				15	10 需用費	15 印刷製本費
計	1,157,409	15	1,157,424				15		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
1 保健衛生総務費	178,464	1,086	179,550				1,086	13 使用料及び賃借料	1,086 健康管理システム使用料
計	360,794	1,086	361,880				1,086		

第75号議案

笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月5日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。

以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所には、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って、採光、換気等の構造設備を設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）

を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実戦について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、

それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メー

ル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第90号)(保育所に係るものに限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年岐阜県条例第48号)

(3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岐阜県条例第63号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笠松町条例16号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 6 号議案

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年笠松町条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「法第 3 3 条の 1 0 各号」を「法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年笠松町条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度笠松町一般会計補正予算書

第77号議案

令和7年度笠松町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度笠松町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,234,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月5日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,457,994	57,900	1,515,894
	1 国庫負担金	1,080,287	45,138	1,125,425
15 県支出金	2 国庫補助金	371,547	12,762	384,309
		699,793	59,906	759,699
17 寄附金	1 県負担金	473,228	22,569	495,797
	2 県補助金	170,647	37,337	207,984
18 繰入金		93,613	34,000	127,613
	1 寄附金	93,613	34,000	127,613
21 町債		335,213	33,508	368,721
	2 基金繰入金	312,009	33,508	345,517
歳入		254,600	85,500	340,100
	1 町債	254,600	85,500	340,100
合 計		8,963,896	270,814	9,234,710

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		1,328,375	36,213	1,364,588	
1 総務管理費		650,294	5,513	655,807	
2 企画費		295,958	30,700	326,658	
3 民生費		3,301,599	129,699	3,431,298	
1 社会福祉費		2,144,075	129,699	2,273,774	
6 商工費		89,508	800	90,308	
1 商工費		89,508	800	90,308	
7 土木費		600,700	93,502	694,202	
2 道路橋梁費		193,526	93,502	287,028	
9 教育費		1,221,913	10,600	1,232,513	
2 小学校費		301,422	7,551	308,973	
4 社会教育費		177,164	3,049	180,213	
歳出	合計	8,963,896	270,814	9,234,710	

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2	総務費 1 総務管理費	防災行政無線管理事業(同報系)	17,017
3	民生費 1 社会福祉費	地域密着型サービス等整備助成事業	36,793
7	土木費 2 道路橋梁費	道路修繕事業	79,856
9	教育費 3 中学校費	笠松中学校管理事業	9,466

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	前				後			
	補	正	補	正	補	正	補	正
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防 止対策事業債	90,800	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場 合は、その債権 者との協定した 融資条件によ る。ただし、町 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低 利率に借換え することができる。	170,700	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場 合は、その債権 者との協定した 融資条件によ る。ただし、町 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低 利率に借換え することができる。
学校教育施設等 整備事業債	79,600	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場 合は、その債権 者との協定した 融資条件によ る。ただし、町 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低 利率に借換え することができる。	85,200	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場 合は、その債権 者との協定した 融資条件によ る。ただし、町 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低 利率に借換え することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,021,899	45,138	1,067,037	1 障害福祉費負担金	45,138	障害者自立支援給付費負担金 44,638 障害者医療費国庫負担金 500
計	1,080,287	45,138	1,125,425			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	262,125	12,762	274,887	1 防災対策費補助金	12,762	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金
計	371,547	12,762	384,309			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	437,630	22,569	460,199	2 障害福祉費負担金	22,569	障害者自立支援給付費負担金
計	473,228	22,569	495,797			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	139,153	37,337	176,490	1 老人福祉費補助金	36,793	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金
				3 福祉医療費補助金	544	母子医療費補助金
計	170,647	37,337	207,984			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	93,560	34,000	127,560	1 企画費寄附金	34,000	かさまつ応援寄附金 企業版かさまつ応援寄附金
計	93,613	34,000	127,613			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	1,571	33,508	35,079	1 財政調整基金繰入	33,508	財政調整基金繰入
計	312,009	33,508	345,517			

(款) 21 町債
(項) 1 町債
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 土木債	119,700	79,900	199,600	3 緊急自然災害防止対策事業債	79,900	緊急自然災害防止対策事業
3 教育債	119,100	5,600	124,700	1 教育・福祉施設等整備事業債	5,600	学校教育施設等整備事業
計	254,600	85,500	340,100			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	272,126	175	272,301			175	7 報償費 10 需用費	122 53	自治功労者等表彰費 消耗品費
4 電子計算費	139,976	△11,681	128,295			△11,681	13 使用料及び 賃借料	△11,681	ガバメントクラウド使用料
6 防災対策費	61,176	17,019	78,195	12,762		4,257	17 備品購入費 18 負担金補助 及び交付金	17,017 2	機械器具費 県防災へりコブター連絡協議会負担金
計	650,294	5,513	655,807	12,762		△7,249			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	財源	一般財源	区分	金額	
1 企画総務費	285,988	30,700	316,688		30,000	700	10 需用費 11 役務費	7,073 3,541	消耗品費 通信運搬費 手数料
							12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	2,471 700	ふるさと納税業務委託料 ふらつと笠松運営事業補助金
計	295,958	30,700	326,658		30,000	700	24 積立金	16,915	かさまつ応援基金積立金

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	町債	一般財源	区分		金額
1 社会福祉総務費	659,766	625	660,391				625	27 繰出金	625	介護保険特別会計繰出金
3 老人福祉費	34,939	36,793	71,732	36,793				18 負担金補助及び交付金	36,793	地域密着型サービス等整備助成事業補助金
4 障害福祉費	764,388	90,327	854,715	67,707			22,620	11 役務費	51	手数料
5 福祉医療費	255,974	1,707	257,681	544			1,163	19 扶助費	90,276	介護給付費 訓練等給付費 自立支援医療費
7 国民年金総務費	10,839	247	11,086				247	11 役務費	119	手数料
								19 扶助費	1,588	福祉医療費給付費
								12 委託料	247	情報センター委託料
計	2,144,075	129,699	2,273,774	105,044			24,655			

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	町債	一般財源	区分		金額
2 商工業振興費	30,268	800	31,068				800	18 負担金補助及び交付金	800	創業者支援事業補助金
計	89,508	800	90,308				800			

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					町債	その他			
1 道路維持費	88,077	93,502	181,579		79,900		10 需用費 14 工事請負費	1,485 92,017	修繕料 側溝舗装等修繕工事請負費
計	193,526	93,502	287,028		79,900				

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					町債	その他			
1 学校管理費	282,304	7,502	289,806		5,600		12 委託料	7,502	設計委託料
2 教育振興費	19,118	49	19,167				13 使用料及び 賃借料	49	自動車借上料
計	301,422	7,551	308,973		5,600				

(款) 9 教育費
(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					町債	その他			
2 交流センター 費	95,053	3,049	98,102				10 需用費 12 委託料	2,887 162	修繕料 施設管理業務委託料
計	177,164	3,049	180,213						

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第78号議案

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,584,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 国庫支出金		556,100	470	556,570	
	2 国庫補助金	141,721	470	142,191	
8 繰入金		454,095	1,246	455,341	
	1 他会計繰入金	369,876	625	370,501	
	2 基金繰入金	84,219	621	84,840	
歳入	合計	2,582,338	1,716	2,584,054	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		45,812	1,007	46,819	
	1 総務管理費	21,046	1,007	22,053	
3 地域支援事業費		108,821	709	109,530	
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	42,672	709	43,381	
歳出	合計	2,582,338	1,716	2,584,054	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
5 介護保険事業費補助金		470	470	1 介護保険事業費補助金	470	介護保険事業費補助金
計	141,721	470	142,191			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	369,876	625	370,501	2 地域支援事業費繰入金	88	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	537	職員給与費等繰入金
計	369,876	625	370,501			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護保険基金繰入金	84,219	621	84,840	1 介護保険基金繰入金	621	介護保険基金繰入金
計	84,219	621	84,840			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			節		説明	
				国県支出金	町債	その他	区分	金額		
										一般財源
1 一般管理費	21,046	1,007	22,053	470			537	11 役務費 12 委託料	66 941	手数料 情報センター委託料
計	21,046	1,007	22,053	470			537			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			節		説明	
				国県支出金	町債	その他	区分	金額		
										一般財源
1 介護予防・生活支援サービス事業費	42,672	709	43,381				709	18 負担金補助及び交付金	709	介護予防マネジメント費負担金
計	42,672	709	43,381				709			